



2026年3月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 楯 広長
(コード番号：6173 東証グロース)
問 合 せ 先 管理本部長 古関 耕造
(TEL. 03-6758-5588)

**「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領」、「当社に対する仮差押決定」
及び「不当利得返還請求訴訟の提起」のお知らせ**

2025年11月4日付『「当社に対する仮差押決定」及び「不当利得返還請求訴訟の提起予定」のお知らせ』にて開示の通り、当社は、仙台地方裁判所より、株式会社ソルブレインを債権者、当社を債務者とする2025年10月23日付の仮差押命令を受けております。

その後別途、当社は、株式会社ソルブレイン（以下「原告」という）が、仙台地方裁判所に対して2025年11月11日付で提起した訴訟（以下「本件訴訟」という）の提起を受け、当該訴訟の訴状を2025年11月21日に受領しました。また、当社は、仙台地方裁判所より、ソルブレイン社を債権者、当社を債務者とする2025年11月26日付の仮差押命令（以下「本件仮差押命令」という）を受けましたので（2025年12月5日に仮差押決定の書面を受領）、お知らせ致します。本来は、本件訴訟の訴状と本件仮差押命令の書面を受領した時点で開示が必要でしたが、代理人を通じての本件訴訟に関する原告とのやり取りの中で開示がなされていないことが判明し、遅延しての開示となりました。

なお、これに対し、当社は、本件訴訟及び本件仮差押は理由の無いものと考え、本件仮差押の保全異議の申立を行うとともに、ソルブレイン社に対し、2026年3月4日付で不当利得返還請求訴訟の提起を行いました。

記

1. 本件訴訟の概要（開示が遅延してしまったもの）

(1) 訴訟を提起した者の名称・所在地・代表者：

株式会社ソルブレイン

宮城県仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストタワー20F

代表取締役 櫻庭 誠司

(2) 訴訟の内容：

金8,839万6,421円及びこれに対する2025年9月1日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払いを求めるものです。

(3) 訴訟物の価額

8,839万6,421円

(4) 訴訟提起の日付

2025年11月11日

2. 本件仮差押命令の概要（開示が遅延してしまったもの）

裁判所：仙台地方裁判所

発令日：2025年11月26日

債権者：株式会社ソルブレイン

宮城県仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストタワー20F

代表取締役 櫻庭 誠司

仮差押の対象となった債権：当社の賃貸借契約に際し差し入れた敷金の返還請求権（債権請求額は3,000万円）

3. ソルブレイン社との協議及び仮差押に至った経緯（2025年11月4日に開示済の内容）

当社は2026年2月期より、新経営体制のもとで、広告費用の全面的な見直しを含む、当社の主力事業である水まわりサービス支援事業の収益改善に取り組んでおります。その一環として、リスティング広告の委託先であるソルブレイン社とも協議を行ってまいりました。

2025年9月より、ソルブレイン社に対して2020年以降の同社に支払い済みのリスティング広告費用に関して、ソルブレイン社からの請求金額について疑義がある旨の申し入れを行い、お互いの代理人を通じて交渉してまいりましたが、ソルブレイン社はその交渉の過程にあるにも拘わらず、突如当社に対し、ソルブレイン社が主張する当社に対する債権をもって当社に対して仮差押命令（預金請求権）の申し立てを行いました。また、本件訴訟の提起及び仮差押命令（敷金返還請求権）の申し立てを行いました。

4. 当社の見解及び今後の対応方針

当社と致しましては、本件訴訟及び本件仮差押は、2025年10月23日付け仮差押命令とともに、理由の無いものと考え、2026年2月9日および同年2月19日に保全異議の申立を行うとともに、ソルブレイン社に対し、金2億2740万5549円及びこれに対する反訴状送達の日翌日から支払済みに至るまでの年3%の割合による金員を求める不当利得返還請求訴訟の提起を行いました。（保全異議の申立及び不当利得返還請求訴訟の提起を行う方針については、2025年11月4日に開示してまいりましたが、具体的な保全異議及び反訴の実施については今般開示を行うものです）

5. 当社の対応方針等

今後の訴訟経緯につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。本件に伴い、当社の業績に与える事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上